

令和8年度公共事業労務費調査業務（〇〇地区）仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、令和8年度公共事業労務費調査業務（〇〇地区）（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行にあたっては、別途交付する「公共事業労務費調査の手引き」によるほか、本仕様書によるものとする。

第3条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その確認を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可無く公表又は引用してはならない。

第5条 調査員

- 1 受注者は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に通知するものとする。
また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う実施責任者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者が調査員を不適当と認めた場合には、受注者に対してその変更を求めることが出来る。

第2章 業務内容等

第1条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

第2条 業務の内容

1 調査対象工事

調査対象工事は、別表によるものとする。

発注者が指示した工事の内、調査票等の提出が無かった工事を除き、受注者が行う一次審査及び二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含む。

2 調査日程表の作成

受注者は、発注者が提出を指示した調査対象工事については、審査の日程表を作成し、事前に発注者に報告するものとし、受注者が調査方法や日程を変更する場合は速やかに発注者に連絡し、その承認を得るものとする。

また、受注者は調査対象業者に対し、調査方法や日程及び、調査に係わる資料の配布を行うものとする。

3 一次審査等

(1) オンライン調査

受注者は、「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）へオンラインによる調査を実施する。

なお、オンラインシステムに不備や調査対象工事の受注者が対応できない場合などが生じた場合については、書面調査に切り替えるなど発注者と協議すること。

(2) 書面調査

受注者は、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）が書面で提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に審査する。

(3) 補充調査

受注者は、必要が生じた場合、調査票等の記載内容について、受注業者から電話による聞き取り等による補充調査を行う。

(4) 電子データへ変換

受注者は、調査票に記載された文字情報について、コンピューターによる情報処理に必要な電子データへ変換及び検証入力を実施し、集計表を作成する。また、エラーチェックを実施する。

4 審査結果の整理・分析

(1) 無効審査票の整理・分析

受注者は、審査過程において無効となった調査票について、無効になった原因別に調査票を整理し、その分析を行う。

(2) 調査票等の記入ミスの整理・分析

受注者は、調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、整理・分析を行う。

5 二次審査への立会い

受注者は、二次審査に立会い、必要に応じ調査を行う。

第3条 打合せ・協議

本協議を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第3章 成果品

第1条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、発注者と受注者にて確認し、下記以外に労務費調査に提出する必要がある資料については、成果品として取り扱うものとする。

- ① 調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票等を調査対象工事毎に整理し提出する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
- ② 公共事業労務費調査報告書（「第2章 業務内容等」に記載の業務内容を適切

に履行したことが確認できる内容・構成とする。)・・・・・・ 1 部

第2条 成果品の提出

受注者は、審査を行った調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を別途通知する。

第3条 成果品の提出先

成果品の提出先について、公共事業労務費調査報告書は、林野庁関東森林管理局に、調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票等は、該当協議会とする。

第4章 変更契約

発注者と受注者にて協議する事項は次のとおりとする。

- ①調査対象工事件数に大きな変更が生じたとき。
- ②一次審査の方法等に大きな変更が生じたとき。
- ③二次審査の方法等に大きな変更が生じたとき。
- ④上記以外で大きく業務に変更が生じ、発注者受注者ともに変更が必要と認めたとき。